

令和3年5月7日

保護者様

横浜市立菅田中学校  
校長 遠藤 まり

## 自然災害に関する「警報」「特別警報」発表時等における本校の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では、自然災害に関する警報等が発表された場合や、自然災害の発生が予想される場合及び発生した場合は、生徒の安全確保を最優先として、次のとおり対応いたします。

ご家庭でも、テレビ・ラジオやインターネット等により自然災害等についての正確な情報を確認していただくよう、お願いいたします。

- 1 午前6時の時点で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表されている場合 または すべての種類の「特別警報」が発表されている場合
  - 生徒の安全確保のため当日は「臨時休業」となります
  - 各家庭において、正確な気象情報等を把握してください。
  - その後警報が解除された場合も、当日は「臨時休業」となります。
- 2 午前6時の時点で、「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表されている場合
  - 状況を確認し、登校するかどうかを判断してください。
  - 登校中に危険を生じるような状況が予想される場合は、無理をせずご家庭の判断で登校を見合わせてください。
- 3 交通機関の計画運休に関する取扱い  
計画運休については、鉄道会社ごとに運休時間が異なる可能性があることから、鉄道会社の計画運休のみを理由とした全市一斉の休校は原則行いません。
  - ただし、大型台風の接近や大雪の影響などで、市内鉄道会社全社（JR線、東急線、みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合には、全校一斉休校とします。
- 4 登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合 または発表される可能性が高まった場合
  - 状況に応じて授業を打ち切り、一斉下校の措置を取る等の緊急対応をすることがあります。
- 5 登校後に横浜市域内で、「震度5強」以上の地震が観測された場合
  - 保護者または引取代理人が学校に引き取りに来るまで、生徒は学校に留め置きとなります。

これらの場合、必要に応じて学校 Web サイトを活用して学校からの情報提供を行います。

学校 Web サイト



お問い合わせは  
横浜市立菅田中学校  
副校長 三藤 敏樹  
電話 472-2338